

# 三重縣公報

第一千二百六十二號

昭和六年八月二十七日

木 曜 日

## 告 示

●三重縣告示第七百二十九號

津市岩田耕地整理組合工事施行ニ伴ヒ大字並字區域變更ノ件左ノ通處分シ昭和六年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年八月二十七日

三重縣知事 市 村 慶 三

原 土 地

備 考

市町村	大字	字	地番	地目	備考
津市	岩田	大倉	六九	田	全面積一反七畝九歩ノ内一畝二十六歩
同	同	山中	七八四	同	
同	同	同	七八二ノ一	同	
同	同	同	七八二ノ二	宅地	
同	同	篠田	七六二	田	
同	同	同	三三三	同	
同	同	同	三三四	同	全面積一反一畝二十四歩ノ内二十四歩













條件 國又ハ縣其ノ他公共團體ニ於テ河川ニ關スル工事若ハ浚渫又ハ土石採取及之カ許可スル爲必要アルトキ若ハ流筏木ニ支障アリト認ムル場合ハ本漁業權ヲ取消シ又ハ制限スルコトアルヘシ  
前項ノ場合ニ於テ損害ヲ生スルコトアルモ之カ賠償ヲ求ムルコトヲ得ス

●三重縣告示第七百三十三號

定置漁業ヲ免許シ免許漁業原簿ニ登録シタルモノ左ノ如シ

昭和六年八月二十七日

三重縣知事 市 村 慶 三

免許番號

年月日

漁業權者ノ氏名及住所

漁場ノ位置

漁業ノ種類及名稱

漁獲物ノ種類

漁業時期

漁業權存續期間

一六二〇

昭和六年八月二十四日

多氣郡萩原村大字江馬十九番屋敷

多氣郡萩原村大字江馬地先宮川筋

魴築類漁業魚堰

鮎

自九月二十日起至十一月二十日

五箇年

條件

一、國又ハ縣其ノ他公共團體ニ於テ河川ニ關スル工事又ハ浚渫土石採取若ハ之カ許可スル爲必要アルトキ又ハ流筏木ニ支障アリト認ムル場合ハ本漁業權ヲ取消シ又ハ制限スルコトアルヘシ  
前項ノ場合ニ於テ損害ヲ生スルコトアルモ之カ賠償ヲ求ムルコトヲ得ス

●號外發行

本月二十六日縣公報號外發行セリ